

令和 7 年 4 月 25 日公表

監査公表第 14 号（令和 7 年 4 月 25 日、県公報第 591 号）

包括外部監査結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

監査公表第 14 号

令和 6 年 5 月 28 日付けで公表した、包括外部監査人諏訪原功一郎が実施した「公社等外郭団体に係る財務事務の執行及び経営管理の状況について」に関する包括外部監査の結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 25 日

福岡県監査委員	塩川 正一
同	世利 洋介
同	森 行一
同	原中 誠志

6 行 第 4 1 4 5 号
令和 7 年 2 月 2 8 日

福岡県監査委員	塩川	正一	様
同	世利	洋介	様
同	森	行一	様
同	原中	誠志	様

福岡県知事 服部 誠太郎

令和 5 年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

公社等外郭団体に係る財務事務の執行及び経営管理の状況について

監査の結果及び意見	講じた措置等
【総合意見】 公社等外郭団体への県の関与状況について（行政経営企画課）	
県は、公社等外郭団体の運営状況を常に把握し、運営指導を行わなければならない。また、必要と認めるときは、公社等外郭団体に対する報告や資料の提出を求め、調査させることもできる。このような対処を適時に行うには、情報の収集等が必要となる。 今回の監査における指摘・意見のうち、文書の訂正の事案等は、県が実地調査等を行い、例えば、決裁文書の閲覧等を行えば把握できた可能性は高いと考える。 そのため、より適正な団体運営を行っていくという観点から、報告・訪問等の頻度を上げる等の検討を行うことが望ましい。	今回の監査における指摘及び意見の内容については、公社等外郭団体経営評価委員会において各部局と情報を共有し、再発防止に向け団体への指導を徹底させた。

監査の結果及び意見	講じた措置等
公益財団法人福岡県国際交流センター（国際局国際政策課）	
（意見１）中期経営目標について 中期経営目標シートの改善目標のうち、少なくとも目標初年度である令和４年度の財務会計部分と法人の令和４年度の収支予算書の整合性が取れているべきだが、収支予算書策定の際に改善目標が考慮されていなかった。中期経営目標として設定したもののについては、各年度の計画にも反映させることが望ましい。	改善目標の財務会計部分については、財団で一義的に制御できない指標（例：県からの委託料等が影響する県財政支出率）もあるが、自主財源の増に努めること等により、可能な範囲で年度計画に反映するよう指導した。
（指摘１）決裁手続きについて 決裁手続きが完了した後に、起案者の押印を付して決裁日の訂正が行われている事案が２件あった。決裁とは、起案・申請された内容に関して、決裁権者により、最終的な判断を下すものであり、組織・団体の意思決定プロセスを表しており、起案者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことは適切でないと考える。決裁手続きを行った後に訂正の必要性が生じた場合には、修正を行うための決裁文書を起案し、当初の決裁権者まで改めて決裁を経るべきである。	当該指摘に基づき、決裁後に加筆・修正の必要性が生じた場合にはその内容、箇所等について改めて起案し、当初の決裁権者まで決裁を得るよう文書管理規程を改正した。また、財団職員に改正後の規程を周知し、遵守するよう指導した。
（意見２）福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱について 福岡県交際交流センター事業補助金交付要綱において、手土産等の「その他の交際費」を消耗品費に含めて規定している。会計上は、消耗品費に含めて処理している「その他の交際費」についても、交際費に含めて処理すべきであり、「その他の交際費」については、当該交付要綱の記載文言を消耗品費ではなく、交際費として表示すべきである。	当該意見に基づき、福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱を令和５年度末に改正し、補助対象経費に交際費を追加した。
（意見３）固定資産の減価償却について 固定資産の減価償却について、支払日を起点に算出しているため、減価償却費が足りていないケースがあった。固定資産の減価償却は、事業の用に供した日を起点に算出すべきである。事業の用に供した日は、取得日や支払日と一致することもあるが、異なる場合も多いため、事業の用に供した日を必ず確認し、正確な減価償却費を計上することが望ましい。	今後取得する固定資産については、事業の用に供した日を減価償却の起点とするよう取扱いを改めることとした。
（意見４）固定資産の事業区分について 固定資産（什器備品）が所属する事業会計について、取得時は収益事業会計で使用し、その後、公益目的事業会計にて使用するよう所属変更していたが、会計上、所属する事業会計を変更していなかった。 固定資産の所属する事業会計を変更する場合は、それに伴って計上される減価償却費は所属変更先の事業会計にて計上されるのが望ましい。	会計上、所属する事業会計を変更した。 固定資産を使用する会計が変更になった場合は、所属する事業会計を漏れなく変更する旨、業務手順書に記載するよう指導した。
（意見５）固定資産の実地棚卸について 令和３年度は目視による実施、令和４年度は写真を撮影して固定資産台帳に貼っていたが、棚卸対象日、棚卸実施日、棚卸実施者等は記載されておらず、実施棚卸を行なった証跡の保存が不十分であった。今後は、固定資産台帳に実地棚卸をした記録（棚卸実施日、棚卸実施者等）を残し証跡を保存することが望ましい。	棚卸記録を保存するよう指導した。

監査の結果及び意見	講じた措置等
公益財団法人アクロス福岡（文化振興課）	
（意見6）福岡シンフォニーホールリニューアルオープン記念特別広報に係る随意契約の決裁手続きについて 本業務委託契約については、受託事業者の実績を理由に、一人による随意契約を行っているが、検討が不十分であると考ええる。 指名競争入札による契約を行わずに随意契約による際の理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、契約の性質又は目的が競争入札に適さないかを慎重に検討する必要があると思われる。	本件のような契約事案においては、指名競争入札を前提に適切な契約手法を検討した上で契約を行うこととした。
公益財団法人福岡県スポーツ推進基金（スポーツ企画課）	
（意見7）令和5年度トップアスリート育成助成金における係数の適用について トップアスリート育成助成金の助成対象者は、「原則として、主に福岡県内で競技活動をしている」者となっており、県外で競技活動をしている者と差を設けて助成金額を算定している。令和5年度は県外で競技活動をしている申請者は2名であったが、この2名について審査委員会においては特に議論されていない。要件の原則から大幅に外れる場合には、審査委員会での入念な審査を促すため、審査委員会への注意喚起が必要と考える。また、競技の特殊性から活動拠点が県外にも関わらず、係数を乗じていない申請者は1名であった。この場合も同様の措置が必要と考える。	令和6年度に開催した審査委員会では、事務局側から、評価基準を示しながら対象者48名のうち5名が県外活動者であるため係数を乗じていること、1名が活動拠点が県外であるものの競技の特殊性から係数を適用せず助成金額を算定している旨を丁寧に説明し審査を行った。
（指摘2）トップアスリート育成助成金の状況報告について 状況報告書を確認したところ、期限後に提出されている報告書が2通あった。状況報告書の期限内の提出は助成決定者の義務であることから、当財団としては期限前に提出期限の連絡を行っているが、助成決定者が要綱を遵守するようより強く指導することが望まれる。	助成決定者に対して、期限を遵守するよう、提出期限前に連絡することはもちろんのこと、交付決定の段階から提出期限を示し、厳守するよう強く指導した。
（意見8）トップアスリート育成助成金の助成活動等の公開について 助成金交付要綱において、助成決定者は、助成活動の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開することとされているが、財団は、公開状況を網羅的には確認していない。情報公開は助成決定者の義務であることから、網羅的に確認する必要があると考える。	助成活動の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報について、令和5年度助成決定分から財団のHP上に掲載するよう取り扱いを統一し、公開状況を網羅的に把握することとした。 また、交付決定通知にて受領日の10日以内に財団ウェブサイトのアスリート/個人ページに活動履歴書記載事項を掲載するよう指示した。
（意見9）パラアスリート助成金の帯同者の経費内容について 需用費助成として、帯同者に昼食代や夕食代、ボール等の消耗品費の交付を行っている。帯同者に不適切な助成を行うことがないよう、より慎重な判断を行うことが望ましい。	委託元である福岡県と協議を行ったところ、帯同者の食事については、パラアスリートの特性上、選手の食事に帯同者の介助が必要な場合があり、また、帯同者に対する消耗品費等の交付にあたっては、選手の練習相手や競技をサポートする帯同者においても使用する消耗品について必要な場合があるということであった。 そのため、今まで以上に競技・帯同者の個別具体的な費用の性質にあわせ、交付の可否を判断することとした。
（意見10）パラアスリート助成金の経費の証拠書類について 手引においては、旅費の証拠書類として、旅費支給額の根拠となる書類（運賃検索システムのコピー等）としたうえで、宿泊や航空運賃の場合には例外として領収書等が必要であるとしている。しかしながら、新幹線に乘車した場合はこのような例外の扱いとはなっておらず、領収書の確認を行っていない。新幹線に乘車する場合、高額になる可能性もあり、宿泊費を超える支出となることもあることから、領収書の確認をすることが望ましい。	県の旅費規程に準じて、新幹線や特急券が必要な列車に乘車した場合は、領収書の確認を行う旨を「令和6年度福岡県パラアスリート助成の手引き」に明記した。

監査の結果及び意見	講じた措置等
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター（生活衛生課）	
（意見11）中期経営計画に係る運営指導について センターでは独自の中期経営計画は策定されておらず、中期経営計画に相当する中期経営目標シートは理事会で審議の上決定されたわけではない。県は、中期経営計画の策定について、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経ること等の策定方法について運営指導を強化することが望ましい。	センターにヒアリングを行ったところ、現在設定している中期経営目標シート（R4～R8）については、理事長の決裁を経て設定しており、また、当該経営目標について理事会への報告を行っているとのことであった。 今回の意見を受け、次期（R9以降）中期経営目標シートを設定する際は、理事会の議決を経るよう指導した。
（意見12）事業別収支の把握について センターが実施している事業の財源の多くは、県からの補助金及び委託料であるが、県は、各事業における勘定科目毎の収支状況は把握していないとのことである。今後は、生活衛生営業指導センターに対して事業別の収支の報告を求め、事業報告の内容と照らし合わせることで、事業別収支の観点から問題等が生じていないか検討することが望ましい。	事業別収支に関しては、センターから実績報告書の提出を受けることによる、人件費や需用費等の科目毎の支出状況の確認に加え、今後は、原始証憑や貸金台帳と実績報告の突合を行うことにより、確認を強化することとした。
（指摘3）福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出額の確認の強化について 当該補助金の実績報告に係る書類を確認したところ、分野調整事業の実績額として、予算見積額がそのまま計上されていた。補助金は実施された事業の実績に基づき交付されるものであり、県は、原始証憑や貸金台帳等との整合性確認等を行う等、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。なお、誤りが発見された分野調整事業については、改めて内容把握を行い、必要に応じて補助金額の返還等を検討する必要がある。	本指摘については、後日、センターから県に対し実績報告の修正版の提出があり、補助金の返還が発生しないことを確認した。 また、補助金に係る支出額の確認については、原始証憑や貸金台帳と実績報告の突合を行うことにより、支出額の確認を行うこととした。
（意見13）福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る間接補助について 県から生活衛生営業指導センターに対して当該補助金が交付された後、センターは、当該補助金を財源に、合計14の生活衛生同業組合に対して助成を行っている。このような間接補助を行う場合、最終的に助成を受けた団体における資金管理や事業の実施状況の把握が難しく、不正等が生じる可能性も否定できないが、県は、センターが従うべき助成に関する規程等について詳細を把握していない。 県は、規程等について現状把握を行い、適切な補助事業が実施されるように団体への指導を行うことが望ましい。	生活衛生同業組合に対する助成に関しては、センターにおいて「福岡県生活衛生営業振興事業助成金交付規則」が定められており、県もその内容について確認を行った。 また、適正な補助事業実施の観点から、今後は、原始証憑や貸金台帳と実績報告の突合を行うことにより、支出額の確認を行うよう指導した。
（意見14）福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る支出額の確認の強化について 当該補助金の実績報告にあたり、県は、センターから提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や貸金台帳等との整合性確認までは実施していなかった。補助金は実施された事業の実績に基づき交付されるものであり、原始証憑との整合性確認等を行う等、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。	センターから当該補助金の実績報告を受けるにあたり、今後は、書面による支出額確認を行うとともに、当該補助金の支出額の確認について原始証憑や貸金台帳と実績報告の突合を行うことにより、支出額の確認を行うこととした。
（意見15）株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託に係る支出額の確認の強化について 本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、県は、提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や貸金台帳等との整合性確認までは実施していないとのことであった。委託料の確定にあたっては、原始証憑との整合性確認を行う等、支出額の確認の強化を図る必要がある。	当該委託料の額の確定にあたり、今後は、従来の書面による確認・検査に加え、原始証憑や貸金台帳と提出書類の突合を行うことにより、支出額の確認を行うこととした。

（意見16）監事監査の有効性について センターでは、決算及び会計業務の相談について、特定の税理士事務所に会計顧問業務を委託しているが、当該税理士事務所の代表者はセンターの監事も兼ねている。この場合、事実上、自己監査となってしまう可能性を否定できず、監査の有効性に疑念が生じかねない。監事監査の有効性を強化するため、会計顧問業務の受託者と監事を明確に分けることが望ましい。	センターでは、今回の意見を踏まえ、監査の有効性に疑念が生じないよう当該税理士との会計顧問委託契約の内容を見直し（「決算業務に係る相談」の文言削除）、決算等に関与しないことを明確にした上で業務委託（変更契約）していることが確認された。 今後、適切な監事監査の実施のため、監事業務と会計顧問業務を明確に区分することはもちろん、監査の有効性に疑念が生じないよう適宜改善を指導した。
（意見17）福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容の妥当性について 当該補助金により、センターが福岡県クリーニング生活衛生同業組合に対して行った助成実績について、支出のあった不織布マスク2万枚のマスクの配布及び使用状況についてセンターは把握していなかった。また、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合で計上されている宿泊代と食糧費について、助成の可否等を整理した規程等は策定されていなかった。 センターは、助成の対象となる支出内容について内容把握を強化するとともに、宿泊代や食糧費等の支出に留意した助成に関する規程等を策定することが望ましいと考える。	センターに対しては、各組合の事業内容について、実績把握の強化を指導した。 なお、センターにおいては、「福岡県生活衛生営業事業助成金交付規則」に加え、宿泊代や食糧費等の支出に関して「補助金執行上の留意事項」を定め、運用していることを確認した。 今後も、助成にあたっては規則に基づき食糧費や宿泊費の必要性を明確化するなど、当該支出の適否を確認するよう指導した。
（意見18）パソコン購入に係る資産計上について 備品台帳に計上されていないパソコンが1台ある。当該パソコンは譲渡を受けたものであるため会計処理をしておらず、備品台帳にも計上していないとのことであるが、現状の所有権が同センターにある以上、センターにおいて資産計上に係る会計処理を行うとともに、備品台帳に計上し、現物管理を行うことが望ましい。	センターは今回の意見を踏まえ、当該パソコンを備品として台帳に計上した。 今後、譲渡を受けた場合であっても備品として台帳に計上し、適切に管理するようセンターに指導した。

〔福祉労働部〕	
監査の結果及び意見	講じた措置等
社会福祉法人福岡県厚生事業団（障がい福祉課）	
（意見19）中期経営計画に考慮すべき事項について 当法人は、県からの指定管理料が収益の大半を占めており、これにより法人全体の収支が何とか均衡に近い状態を保てていると考えられる。指定管理者制度は公募を原則としており、将来においても指定管理者協定を締結できるとは限らないため、締結できない可能性も考慮して将来の中期経営計画等も考えていくのが望ましいと考える。	指定管理業務以外についても、対応可能な範囲で団体の知見を活かした積極的な受託を行っているところである。 今後も、収支を踏まえた上での積極的な受託を行うよう指導した。
（意見20）徴収不能引当金の財務諸表上の表示と規程の相違について 事業未収金に関して、経理規程には、「前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。」と記載されている。しかし、財務諸表上は、債権額は全額計上し、かつ、徴収不能引当金をマイナス計上するといういわゆる間接控除方式をとっている。基本的には、財務諸表の表示は、経理規程に従うべきである。	指摘を踏まえ、団体に対し指導を行い、令和5年度より経理規程と財務諸表の記載について整合を取る修正を速やかに行った。

監査の結果及び意見	講じた措置等
公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター（循環型社会推進課）	
（意見21）中期経営計画に係る運営指導について リサイクル総合研究事業化センターでは、独自の中期経営計画は策定されておらず、計画に相当する中期経営目標シートについて、理事会での審議がなされていなかった。中期経営計画とは、団体が経営方針等を定め、中期的に目指す達成すべき目標、その目標のために取り組むべき実施事項等を記載した重要な計画であり、団体の最高意思決定機関である理事会において審議がなされるべきである。県は、計画の策定方法等について、運営指導を強化することが望ましいと考える。	中期経営計画を策定する場合は、理事会の審議を経るようセンターへ指導を行った。
（意見22）事業別収支の把握について 県に対し、当該センターへの委託事業の収支状況について確認したところ、人件費や委託料等の各勘定科目別の内訳までは把握していなかった。県は、センターに対して事業別の収支の報告を求め、事業報告の内容と照らし合わせることで、事業別収支の観点から問題等が生じていないか検討することが望ましいと考える。	センターとの委託契約において、県はセンターに対して事業別の支出の報告を求め、事業報告の内容と照らし合わせることで、事業別収支の観点から問題等が生じていないか確認することとした。
（意見23）リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地について センターが管理している北九州エコタウン実証研究エリア内の県有地が、数年間活用されていない。当該土地の未利用が継続している状況に鑑み、当該土地を実証試験地として保有するほか、有効活用できないか否か等の検討を行うことが望ましいと考える。	当該土地はセンターが支援する研究開発に参画する事業者に対し、必要に応じて貸与するために保有しているものであることから、研究実施者等に当該土地の利用について積極的に呼びかけるようセンターへ指導した。
（意見24）プラスチック再資源化促進業務における仕様書について 県が特命随意契約により委託している当該事業について、県予算額と見積額及び契約額が近似している。また、仕様書の内容は簡素な指示事項であり、具体的な実施事項が不明瞭である。 特命随意契約は競争性が働かない業者の選定方法であることから、県は、仕様書に事業実施に係る具体的な内容を記載した上で、見積書の作成を依頼すべきである。また、センターから提出された見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。	センターと特命随意契約を締結する際には、センターへの詳細かつ具体的な指示事項を明らかにした仕様書を作成したうえで見積書の作成を依頼することとし、センターから提出のあった見積書に関し、仕様で定める各項目について金額の妥当性を所属内で確認したうえで契約手続きを実施することとした。
（意見25）プラスチック再資源化促進業務の再委託に係る慎重な検討について 県から業務委託を受けている同業務の実施にあたり、団体は外部事業者へ再委託しており、県は、書面で再委託の承認を行っている。業務委託契約書で認めているのは業務の一部を第三者へ委託することであるが、見積書を徴収した時点では8割を超える金額が再委託で予定されており、業務の一部と言えるのが問題である。 県は、外部への再委託にあたり、その割合及び金額が大きくなる場合には、業務の一部の処理に係る再委託であるか慎重に検討するとともに、検討した結果を文書として保存することが望ましい。	センターとの委託契約において、センターから外部への再委託の承認を求められた場合は、再委託の必要性を慎重に検討したうえで承認可否の判断を行い、その結果を文書として保存することとした。

（意見26）プラスチック再資源化促進業務に係る支出額の検査方法の体制構築について 当該業務は業務委託契約約款に委託費の精算規程があり、委託料の確定に係る検査が重要であると考えるが、資料を閲覧する限り、県がどのように検査を実施したのかが不明確であった。本事業のように業務委託費の精算があるような場合は、委託料の確定のため、支出額の検査方法の体制構築を図ることが望ましい。	締結した委託契約において、委託費の精算手続きの際に原始証憑との整合性を確かめる等を記載したチェックシートを活用し検査することとした。
（意見27）福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務に係る支出額の検査方法の体制構築について 当該業務は業務委託契約約款に委託費の精算規程があり、委託料の確定に係る検査が重要であると考えるが、資料を閲覧する限り、県がどのように検査を実施したのかが不明確であった。本事業のように業務委託費の精算があるような場合は、委託料の確定のため、支出額の検査方法の体制構築を図ることが望ましい。	締結した委託契約において、委託費の精算手続きの際に原始証憑との整合性を確かめる等を記載したチェックシートを活用し検査することとした。
（意見28）固定資産の管理体制の強化について センターが管理及び保有する備品等について定期的に現物確認を行っているとのことであるが、確認結果に関する書類が保管されておらず、適切な現物確認が実施されたのか不明瞭である。備品等の現物確認を実施した場合は、実施者、実施時期、実施方法、実施結果等を記載した文書を保存することが望ましい。	センターが管理及び保有する備品の現物確認の結果に関する文書を作成し保存するようセンターへ指導し、実施結果等を記載した文書を確認した。

[商工部]

監査の結果及び意見	講じた措置等
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（新産業振興課）	
（意見29）消費税精算の会計処理について 当財団では、以前より、消費税の中間支払いを行った際に「前払金」に計上しており、期末には、中間払分も含めて「未払金」に計上している。しかし、令和4年度（令和5年3月期）は精算処理が行われておらず、中間で支払った消費税の金額が、「前払金」および「未払金」に同額、過大に計上されている。資産と負債が同額過大計上されている状態であり、損益等に影響はしないが、決算期末に失念しないように精算処理を行うのが望ましい。	令和5年度の決算では、年度内に「前払金」の精算処理を行った。
（意見30）消費税計上の科目の統一について 当財団では、消費税を計上する際に、費用項目である租税公課を使用している部門（実証センター等）と売上のマイナスとしている部門（Ruby事業等）が混在している。混在している理由は、部門の会計上、科目が設定されていないからとの理由である。基本的には、租税公課で統一するのが望ましい。	令和5年度の決算では、消費税計上の科目を「租税公課」に統一した。
（意見31）消費税計上に係る過年度損益修正について 当財団は、部門数が多く算定に時間を要するため、概算により消費税計算を行っており、翌期に算出が確定してから、前期の未払計上額と翌期の確定額との差額を過年度修正損益で処理している。 しかし、毎年度、数百万円の差額が生じており、特に令和3年3月決算期には、1,200万円もの差額が発生しており、翌年度の損益に影響を与える過年度損益修正の金額としては大きいものとする。できる限り、差額を生じさせないように検討することが望ましい。	令和5年度に会計システムの改修を行ったことにより消費税額の算出を自動化した。 また、令和6年度から四半期に1回、税理士法人に会計書類を提出し、同システムで算出した消費税額の妥当性について確認を求めることとした。

公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター（自動車・水素産業振興課）	
（意見32）派遣職員に係る人選について 当団体には、令和3年4月1日から福岡県職員が派遣されていたが、令和4年8月に派遣が中断され、現在は受け入れを行っていない。県職員派遣再開の予定は無く、県は、財団内で新たな事務局長を選任し、理事長と事務局長の兼任を解除することでガバナンスの確保を図るよう、必要に応じて財団に働きかけていくとのこと。 ガバナンスの観点から、できるだけ早く、事務局長の適正な人選を支援して進めていくことが望ましい。	令和6年度より組織変更を行い理事長と事務局長の兼任を解除した。
（意見33）監事体制の強化について 当団体は公益法人会計に準拠して事業報告を作成しており、収益、負債等の基準が会計監査人設置基準を満たしていないことより、会計監査人は設置されていない。また、公認会計士の資格を持つ非常勤の監事が監査を実施担当している。 監事は、会計監査のほか理事の職務の執行を監査することも要求されており、非常勤監事1名に会計監査と業務監査を担当させることについて時間的に制約があると思われる。 定款においても監事は2名以内と規定されていることから、監事を2名に増員して監査体制を充実させることが望ましい。	監事を直ちに増員することは困難であるが、従来は年1回であった業務及び会計監査の頻度を年数回に増やすことで、監査を実施する時間をこれまで以上に確保し、監査体制を充実した。

[農林水産部]

監査の結果及び意見	講じた措置等
公益財団法人福岡県農業振興推進機構（水田農業振興課）	
（意見34）未収入金の貸倒れリスクへの対応について 令和7年4月以降、農業経営基盤強化促進法改正で、農地の貸借をすべて機構で管理する必要があり、取引量が増加し、未収入金が増加することで貸倒れのリスクが非常に高くなることが予想されている。 国の動向を踏まえ、必要に応じて未回収リスクを低減するための施策パターンを検討することが望ましい。	国に対し、機構が借り受けた農用地等の賃料又は保全管理等に要する経費を補助する現行の借受農地管理事業費（補助金）について、当該補助金は補助対象範囲が限定的（受け手が行方不明になっているなどやむを得ない場合）であるため、補助対象範囲の拡大の要望を継続していく。 また、より網羅的な未回収リスクへの対応措置として、未収金等のリスク事案に係る保証制度や貸倒引当金への補助等を講じる新たな制度創設を要望していくこととした。
公益財団法人福岡県水源の森基金（林業振興課）	
（指摘4）決裁手続きについて 決裁文書を閲覧した結果、決裁過程の記録に関して、「決裁日等の日付の記載がない」、「照合・施行の押印がない」、「後関予定のものについて決裁後も後関されていない」などの形式的な不備があった。 日付の記載がないものは、適正に決裁手続きが実施されたか確認できず、事後決裁や検討不十分の可能性もあり、責任の所在が曖昧となる。事務処理の適正及び権限と責任の明確化をより一層図るため、決裁過程の日付を確実に記載すべきである。	決裁過程の日付については、確実に記載するよう年度初めに全職員に対して指示し、併せて、決裁文書に不備がないか複数の職員で確認するよう班長及び事務局長に指示した。 また、全職員を対象とする職場研修（9月実施）において、適正な文書事務を遂行するよう指導した。
（意見35）固定資産の現物照合について 固定資産の管理台帳として、固定資産台帳は作成、記録されていたが、固定資産の実地棚卸の証跡が確認できなかった。 中に起きた固定資産の増減の固定資産台帳への反映漏れを発見し修正するために、固定資産の実地棚卸を定期的の実施すべきである。 また、実地棚卸実施時に、固定資産台帳と貸借対照表上の固定資産が一致していることも確認するのが望ましい。	令和5年度末に固定資産の実地棚卸を実施し、その証跡を記載した。 また、実地棚卸時には、固定資産台帳と貸借対照表との照合も行った。 今後も引き続き適切に実施する。

（意見36）会計方針（棚卸資産の評価基準および評価方法）について 貯蔵品であるQU0カードの管理について、出納表を作成し、受入枚数と払出枚数、残数を記載している。 購入時に事業費消耗品費として処理し、期末時点の残に券面額500円を掛けた金額を消耗品費勘定から貯蔵品勘定に振替処理をしているため、個別法による評価になっていない。 また、QU0カードのような同質性が高い品目の評価方法に個別法は適していない。現在の在庫管理方法及び評価方法と整合しているのは、平均原価法であると思われる。 したがって、品目の性質と管理の実態に合った評価基準及び評価方法を採用するのが望ましい。	QU0カードの管理については、令和5年度決算において平均原価法を採用した。
（意見37）貯蔵品の計上について 現在、図書カードおよびQU0カードのうち、期末時点で未使用のものについては、額面金額500円に在庫枚数を掛けた金額を消耗品費勘定から貯蔵品勘定に振替処理をしている。 QU0カードの購入に関しては、発注の都度、QU0カードの券面へのデザイン印刷代が発生しているが、当該印刷代については、事業費需用費として処理されており、期末枚数に対応する印刷代は貯蔵品勘定に振替処理がなされていなかった。翌期以降の費用については、期間損益の正確性の観点から、貯蔵品勘定に振り替えるのが望ましい。	図書カード及びQU0カードのデザイン印刷代については、令和5年度決算において貯蔵品勘定に振り替えた。

[県土整備部]

監査の結果及び意見	講じた措置等
福岡北九州高速道路公社（道路建設課）	
意見等無し	

[建築都市部]

監査の結果及び意見	講じた措置等
公益財団法人福岡県下水道管理センター（下水道課）	
（意見38）決算書類の開示時期について 令和4年度の決算書類公開が令和5年9月8日に行われている。当財団は、6月下旬に評議員会の承認を得ているため、7月上旬から中旬までには開示することで素早い情報公開を行うことが望ましい。	令和5年度決算に係る財務諸表について、令和6年6月25日の評議員会の承認後令和6年7月4日に開示した。今後も適正な開示時期になるよう、本対応を引き継いでいく。
（意見39）満期保有目的の有価証券の注記表における時価表示について 財務諸表の注記において、満期保有有価証券の注記において、時価を記載すべき箇所に各債券の額面が記載されている。注記表においては、満期保有有価証券の時価を把握しその時価を表示するのが望ましい。	令和5年度決算に係る財務諸表の注記を修正した。今後も適正な表示になるよう、本修正の方法を引き継いでいく。
福岡県住宅供給公社（住宅計画課）	
（意見40）監事監査の重要性について 地方住宅供給公社法においては、当公社の規模であっても法律上は会計監査人の選任を規定しておらず、会計監査については監事が担当することになっている。 実際に、当公社は、監査法人との委嘱契約に基づき、期中に4日間、期末に3日間、3名の公認会計士による調査、指導、相談対応が行われており、ここに監事1名が同席しているが、調査報告書の位置づけが、監事監査の補助的な役割によるものか、監査に準じて行われているのかが明確ではない。 当公社においては、既に監査法人と委嘱契約を締結しており、継続的に調査が実施されているので、監事監査の補助業務としての監査契約か任意監査契約に変更して、委嘱契約の位置付けを明確にされることが望ましい。	令和6年7月1日付けで、監事監査の補助業務としての位置付けを明確にした委嘱契約を締結した。

(意見41) 評議員会運営について 令和4年11月29日に開催された、令和4年度第一回評議員会議事録によれば、評議員14名に対して出席した評議員が6名、代理出席が2名、欠席した評議員が6名となっている。評議員の代理出席は本来認められるものではなく、評議員会開催の要件である評議員の過半数の出席は満たされていないと考える。 現地参加での調整がつかない場合、評議員全員が議論に参加できる環境が整うのであれば、Webによるオンライン開催や、現地参加とWebでのハイブリッド開催により評議員会を開催すべきである。	令和6年度第1回評議員会（令和7年2月）から、ハイブリッド開催による評議員会を開催することとした。 また、評議員会の審議事項について書面等による意見の提出により出席に代えることができるよう、評議員会運営規程を改正することとし、理事会（令和7年3月）に諮ることとした。
(意見42) 評議員会における諮問事項と開催状況について 評議員会に係る諮問事項が明確に列举されていない。「理事長がこの地方公社の運営上重要と認める事項」に限られており、開催頻度も2年に1回程度の開催となっている。 理事会の議決事項として、少なくとも次の事項については、評議員会の諮問事項とすることにより、評議員会を有効に活用することが望ましい。 (1) 定款又は業務方法書の変更 (2) 基本財産たる財産の変更 (3) 毎年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び決算 (4) 地方住宅供給公社法に基づき福岡県知事に提出する事業計画、資金計画、財務諸表及び業務報告書	評議員会の諮問機関（議決権なし）である性格に鑑み、次の2事項を定款の「理事長がこの地方公社の運営上重要と認める事項」に含める評議員会運営規程改正案を理事会（令和7年3月）に付議することとした。 ・毎年度の予定貸借対照表、予定損益計算書 ・地方住宅供給公社法に基づき福岡県知事に提出する事業計画、資金計画 なお、「(1) 定款又は業務方法書の変更」については、法令改正に伴う軽微な文言の変更もあること、「(2) 基本財産たる財産の変更」については、基本財産の額が公社の事業規模に比し僅少な額となっていることから、必須の諮問事項とはしないこととした。

[教育庁]

監査の結果及び意見	講じた措置等
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（社会教育課）	
(意見43) 高等学校奨学金（在学募集）の広報について 高等学校奨学金の予約募集と在学募集には、経済的な資格に差異がある。募集案内にはそれぞれの資格条件が記載してあるが、両者が異なる旨の記載はない。そのため両者の選考基準の差異に気付かず、予約募集の選考に漏れたものは、在学募集で選考されることはないと考えられる可能性がある。誤解を生じさせぬよう、特に予約募集の案内には、予約募集で選考されなくとも在学募集では選考される可能性がある旨をわかりやすく広報するのが望ましい。	予約募集の結果通知発出時（11月中旬～下旬）に、選考に漏れた者に対し、在学募集に申請できる旨の文書を配布することとした。
(指摘5) 会計監査人の登記について 会計監査人の変更手続きについて、評議員会における会計監査人の選解任の手続きを経て、登記の書き換えを行うべきところを、書き換え手続きが適切に行われていなかった。 登記は法人の存在を公的に証明するうえで重要なものであり、記載内容に変更が生じた場合、変更手続きに整合したものとすべきものである。 漏れなく適切に手続きが行われるよう、関係機関と調整を図りながら事務を遂行する必要がある。	令和6年5月開催の評議員会で、会計監査人の登記について不備があったことを説明したうえで、登記の書き換え手続きを完了した。
(意見44) 会計監査人との監査契約について 会計監査人との監査契約にあたり、会計監査人との監査契約書を取り交わしていなかった。 監査契約書は実務上取り交わすことが通例であり、かつ本件が財団の会計規則但し書きで示す契約の性質又は目的により契約書の作成が必要としない事項には該当しないため、監査契約書を取り交わすべきである。	会計監査人と協議し、令和6年5月開催の評議員会での会計監査人の選任を経て、監査契約書を取り交わした。
(意見45) 勘定科目の相違について 会計監査人への監査報酬について、当財団は、役員報酬として処理している。しかしながら、会計監査人は役員ではない。よって、諸謝金など管理費の適切な科目を使用するのが望ましいと考える。	令和6年6月に取り交わした監査契約書に基づき、役員報酬ではなく委託料として支払うこととした。

(意見46) 改正後の公益法人会計基準を適用していないことについて 現状では、令和2年5月15日に改正された「公益法人会計基準」が最新のものであるが、改正前の会計基準を適用しており、以下の事項について適合しない箇所が生じている。 (i) 財務諸表の名称について (ii) 継続組織の前提に関する注記について (iii) 重要な会計方針の注記について	すでに改正後の会計基準が適用されており、表記のみ誤りがあったため、令和5年度経営状況報告（令和6年度5月作成）から表記を修正した。
(意見47) 共通に発生している経費等の配布について 事業費、管理費で共通に発生している事項に関しては、本来、各々の使用等による発生状況を適切に把握し、事実に従った配賦計算が必要となる。 減価償却費の配賦について、今後固定資産の重要性が増した場合、法人会計として計上すべき減価償却費は、管理費として計上するのが望ましい。 また、光熱水費、備品購入費についても管理費としても計上することが望ましい。今後重要性が増した場合、現状の計上方法でよいのかにつき、再度検討することが望ましい。	現状でも問題ない状態ではあるため、今後、固定資産等の重要性が増し、管理費への配賦の必要が生じたときに対応することとした。
(指摘6) 本部における小口現金出納帳の記載について 本部における小口現金の増減については、毎日、手書きで小口現金出納帳の記入を行っているが、事業年度末に一度、小口現金を普通預金に預け入れる支出についての記載がなされていなかった。小口現金出納帳には、生じる取引について、漏れなく記載する必要がある。	監査実施後、小口現金の増減があった際には、出納責任者を含めた複数の職員で小口現金出納帳簿へ記入・確認を徹底することとした。
(意見48) 福岡支所における固定資産管理について 福岡支所において、その保全状況及び異動について台帳に記載しているが、固定資産の番号管理及び台帳と現物との照合は行っていない。 台帳の正確性を担保するため、定期的に「固定資産台帳」と現物との照合を行うことが望ましい。	監査実施後、定期的に固定資産台帳と現物を照合することとした。
(意見49) 本部における固定資産管理資料について 本部における固定資産管理について、現在は財団所有の固定資産の数が多くないためエクセルで管理しているが、将来的には番号管理を行うことが望ましいと考える。 什器備品とリース資産についても、貸借対照表との一致確認作業の効率化のため、科目を明示し、科目ごとの小計表示を行うことが望ましい。	令和6年度から固定資産毎の管理番号を設定し、科目ごとに小計も表示し管理することとした。
(意見50) 本部における貯蔵品の現物確認について 本部では、収入印紙は「収入印紙管理簿」で、切手は「郵便切手等出納整理簿」で増減管理を行い、増減ごとの事務局長の承認を得ている。また、管理簿（整理簿）と現物との確認を適宜行っているとのことだが、管理簿上その記載がなく、承認もない。 管理簿には実施作業をわかりやすく記載し、承認を得る必要があるため、管理簿の残高の箇所に承認印、承認日等を記載するのが望ましい。	使用の都度、増減の記入・現物確認を行い、毎月の受入数・使用数・残数の実績を記した管理簿を作成することを徹底し、当該管理簿の残高の箇所に事務局長の承認印（又は署名）、承認日等を記載することとした。